

～入院基本料について～

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づき、次の入院基本料の承認を受けている保険医療機関です。

なお、患者様の負担による付添い看護はおこなっておりません。

全病棟（3階、4階、5階）・・・回復期リハビリテーション病棟入院料 1
（13 対 1※、30 対 1）

※当病棟では、入院患者さま 13 人に対して看護職員 1 人以上を配置する基準で看護を行っています。

これは、患者さまが安心して入院生活を送れるよう、国が定めている看護体制の基準の一つです。

当病棟では、1 日 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

朝 8 時 30 分～17 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 5 人以内です。
17 時 30 分～朝 8 時 30 分：看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 24 人以内です。

また、身支度や食事等の身のまわりのお世話をさせていただく看護補助者が 5 人以上勤務しています。

ただし、上記の人員配置は平均ですので日曜、祝日は人員が満たない場合があります。

～食事療養について～

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝：8 時、昼：12 時、夕：午後 6 時以降）、適温で提供しております。
ただし、経管栄養の方はこの限りではありません。

入院時食事療養費の標準負担額（患者負担額）（1 食につき、1 日 3 食分を限度）

区分			一食あたりの料金
A	B、C、D いずれにも該当しない者		550 円
B	C、D のいずれにも該当しない指定難病患者		330 円
C	低所得者（70 歳未満）	過去 1 年間の入院期間が 90 日以内	270 円
	低所得Ⅱ（70 歳以上）	過去 1 年間の入院期間が 90 日超	220 円
D	低所得Ⅰ（70 歳以上）		130 円

～その他～

当院では、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化を実施しております。